

平成 2 5 年 度
(第 2 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 事 録

日 時 平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 1 時 1 0 分

場 所 能 美 市 役 所 本 庁 舎 1 階 大 会 議 室

●事務局

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の大島です。よろしくお願いいたします。

只今より、平成25年度第2回能美市都市計画審議会を開催致します。

開催にあたりまして、酒井市長よりご挨拶を申し上げます。

●市長

本日はお忙しい中、能美市都市計画審議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

おかげ様で、合併以来、本市の懸案事項でありました新たな土地利用制度へのスタートを8月2日に切ることができました。

委員各位には、これまで様々なご意見、ご審議を頂き誠にありがとうございました。

条例施行以来、現在までの3ヶ月で、既に30件を超える開発の申請を頂いております。市民の開発ニーズによりやく応えることが出来、胸を撫で下ろしているところでもあります。

さて、今回ご審議いただく案件は3件であります。都市計画区域再編に伴う名称変更や、整備が大詰めを迎えてきたJR寺井駅の駅前広場の変更、都市計画道路南中央線の変更などがあります。

本日は、ご出席の皆様には、能美市の都市計画行政の更なる円滑化のため、忌憚のないご意見を頂戴願います。以上、なにとぞよろしくお願いいたします。

●事務局

酒井市長は公務のため、これで退席いたします。よろしくお願いいたします。

●事務局

本日の審議会の出席委員数は、現在のところ10名であり、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

本日は、田上委員、山本委員、朝田委員が都合により欠席されています。

沼田委員は到着が遅れているようです。

ここで、新しく委員になられた方をご紹介します。

能美市議会産業経済常任委員長 居村 清二（いむら せいに）様です。

なお、委員の皆様は、平成28年1月31日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、運営要領により会長が会議の議長となります。

又村会長、よろしく申し上げます。

●会 長

先程、市長からもお話がありましたが、合併以来、審議してきました能美都市計画というものがまとまりました。

今回は再編に伴う名称変更等の審議ということですが、慎重なご審議をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事の進行に務めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。

議事録署名者は、竹本委員と畑中美千代委員にお願ひ致します。

初めに本日の審議会に上程されました案件について、中西産業建設部長よりご説明願ひます。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり審議議案3件であり、事務局よりご説明申しあげます。また、別途、報告事項がございます。

なお、本日の会議につきましては1時間程度を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしくお願ひします。

●会 長

それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

(沼田委員来場。出席委員数は11名)

●事務局

議案第1号、第2号及び第3号につきましては関連する議案であるため、併せてご説明いたします。

なお、議案第1号、第2号はどちらも都市計画道路の変更ではありますが、道路の種類により、県道・国道を含む路線は決定権者が県となります。

このため、県が決定権者である議案第1号と市が決定権者である議案第2号とを区別しておりますが、説明する内容は同じであるため、この場ではまとめてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

まず、議案第1号及び第2号「能美都市計画道路の変更」についてです。

初めに、都市計画区域の再編について、3月の審議会でもご説明しておりますが、改めてご説明いたします。

平成17年2月に旧根上町、旧寺井町、旧辰口町が合併し、能美市となったことから、小松市及び能美市がそれぞれ一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、小松都市計画区域及び能美都市計画区域として再編することとしました。

こちらにつきましては、本年8月2日の県公告をもって新たな都市計画区域として指定されております。

今回、この区域再編に併せて、都市計画道路を変更するものです。

ご説明するに当たり、内容を大きく2つに分けてご説明いたします。

最初に、都市計画区域の再編と同時に都市計画道路の区域を変更する5路線について、ご説明いたします。

次に、都市計画区域の再編に伴い、路線番号や延長等が変更となる路線についてご説明いたします。こちらについては都市計画の区域は変わりません。

それでは、都市計画道路の区域を変更する路線のうち、まず、3・1・1号松任小松線及び3・1・2号寺井加賀線についてご説明いたします。

これらの路線は、いわゆる国道8号にあたります。

市町村間を連絡する幹線道路として、松任小松線は昭和46年に、寺井加賀線は昭和50年に都市計画決定されています。

今回の変更内容は都市計画道路の幅員を変更するものです。

こちらが、松任小松線になります。

現在は、本線部分のみを決定していますが、今回、側道部分も含めて決定することとし、幅員を23mから50mに変更するものです。併せて、構造形式を現状に合わせて、地表式から嵩上式に変更するものです。

こちらが、寺井加賀線になります。

従来、平地部は50m、山間部は28mで決定されています。

現在は、小松市区間を含めた路線全体の代表幅員を28mとしていますが、能美市区間だけを見ると幅員は平地部の幅員である50mであります。

そこで、今回、小松市との分離に併せて代表幅員を28mから50mに変更するものです。併せて、構造形式を現状に合わせて、地表式から嵩上式に変更するものです。

次に、3・5・9号大成末寺線及び3・5・15号加賀舞子線についてご説明いたします。

これらの路線は、それぞれJR寺井駅と寺井市街地、根上海側市街地を結ぶ幹線道路として、昭和18年に都市計画決定されています。

現在は、JR寺井駅周辺の整備が進められており、交通結節点としての機能を強化するため、今回、東西駅前広場を拡大するものです。

こちらが、変更区域の計画平面図になります。

JR寺井駅周辺整備事業の開始に併せて、平成22年に当時の基本設計により、駅前広場の区域を変更していますが、これ以降、JR寺井駅周辺整備協議会等の意見を

集約しながら実施設計を行ったところ、広場の区域に計画変更が生じたため、今回、駅東広場を4, 800㎡から8, 100㎡に、駅西広場を2, 500㎡から2, 600㎡に変更するものです。

次に、3・5・14号南中央線についてご説明いたします。

こＪＲ寺井駅から根上地区南部の市街地を縦貫し、（都）道林高坂線とを結ぶ補助幹線道路として昭和18年に都市計画決定されています。

今回の変更内容は、未整備区間の940mを廃止するものです。

こちらが、拡大図になります。

ＪＲ寺井駅から（都）浜開発線までの区間710mについては、平成23年に整備が完了したところですが、残りの区間については、幅員3～6mの市道があるものの、整備の目途が立っていない状況であり、近年は沿線に住宅の建築が進んでいます。

また、事業の実施に当たっては、支障となる建築物が多く、地権者からは整備反対の意向も受けているところです。

そのため、将来的に計画幅員である12mでの整備は困難と判断し、今回、未整備区間940mについては廃止とするものです。

都市計画道路の区域を変更する路線の説明は以上です。

次に、都市計画区域の再編に伴い、路線番号や延長等が変更となる路線についてご説明いたします。繰り返しになりますが、こちらについては都市計画の区域に変更はありません。

主な変更のパターンが3つあります。

1つ目は、都市計画の名称の変更です。

都市計画区域の再編に伴い、小松能美都市計画道路及び辰口都市計画道路を能美都市計画道路とするものです。

2つ目は、路線番号の変更です。

現在、小松能美都市計画区域及び辰口都市計画区域でそれぞれに番号をつけているところが、小松市分が抜けることで番号が抜けること、加えて辰口と統合することから、新たに能美都市計画道路としての番号を付け替えることとなります。

3つ目は、路線延長の変更です。

小松能美都市計画区域において、能美市と小松市に跨る路線が9路線ありますが、今回、それぞれの都市計画に分離することから、その分お互いに延長が減少することとなります。

その他の変更として、延長が減少することによる起終点位置の変更、車線数が未決定の路線においては車線数の決定等があります。

細かい変更内容についてはお手元の議案書に参考資料として一覧表を添付していますので、そちらをご確認いただければと思います。

ここまでが、議案第1号及び第2号の説明になります。

続いて議案第3号についてご説明いたします。

こちらについては、都市計画区域の再編により、都市計画の名称が小松能美都市計画から能美都市計画に変更となります。区域の変更はありません。

議案第3号についての説明は以上です。

以上で、議案第1号、第2号及び第3号についてのご説明を終わります。

なお、これらの案件につきましては、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第1号、第2号及び第3号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●A委員

南中央線の変更について、地元の方たちが了解しているのか。

整備が困難という説明があったが、都市計画道路として何故整備が進まなかったのか。もう少し詳しく説明願います。

●事務局

変更について検討するにあたり、まず、8月末、9月頭の2回に分けて、地元の2町内会及び沿道の地権者に対して説明会を行いました。その中で、市としては廃止という方針で考えているが如何か、という問いかけをいたしました。

それに対しては、「長らく都市計画の規制がかかっているという状況の中で、今後こうした状況が続くのか」というご意見を多く頂きました。

また、「現実的にも、市の全体的な考えの中で、整備が遅くなる、若しくは難しいのではないかと、いう状況であれば、この機会に廃止ということでも問題ないのではないか。それよりも制限がかかったままという方が如何なものか」というご意見も多くありました。

逆に「遠い将来でも構わないから計画どおり整備をして欲しい」というご意見はありませんでした。

こうしたご意見も踏まえまして、幅員が狭い区間、舗装がされていない区間については最低限の整備をして交通機能を確保したうえで、廃止という方向で進めさせていただきました。

●会長

災害等があった場合の避難路として整備を考慮しているのかどうか、伺いたい。

●事務局

現状は確かに幅員が狭く、沿道に住宅が立ち並んできたこともあり、一定の避難路としての整備は必要だと認識しています。ただ、両側に歩道をつけた12mでの整備は困難ということで、最低限6mを確保する整備を行ううえでの廃止、という方針です。

●B委員

現状を考えると12mの幅員の道路は必要ないと思うが、以前と比べて住宅も増えているし市街地としての密度も高くなっているので、最低限6mの道路は整備すべきと思う。

ただ、小学校や中学校の通学を考慮して、例えば部分的にでも片側歩道の整備が可能かどうかという思いもある。

●事務局

市でも幅員6mの確保については早急に整備する必要があると考えており、予定では平成27年度を目途に完成させたいと思っています。

また、学童の通学に関しても状況を確認いたしました。

現状、この道路の周辺には南北に走る道路が多く存在しており、学童についてはそちらを利用しているという状況です。

この道路については、もちろん歩道があるに越したことはありませんが、その分の用地補償等を求めてまでの整備は困難ということで、まずは6mを確保するための整備を進めていきたいと思えます。

●会長

他に何かご意見・ご質問はありませんか。

他にないようですので、議案について採決を行います。

なお、議案第1号については、県決定でありますので、本審議会での意見聴取の後、県の都市計画審議会で審議されることとなります。

それでは、議案第1号、第2号及び第3号について、原案のとおり了承することにご異議ございませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

それでは、「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。慎重審議、有難うございました。

以上を持ちまして、本日本日予定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局、後はよろしく申し上げます。

●事務局

それでは、能美市の新しい土地利用制度への移行及びその後の経緯について、ご報告いたします。

冒頭の市長の挨拶にもありましたが、8月2日を以って新しい制度へと移行となりました。これまでのご助言等、誠にありがとうございました。

これまでに、新しい制度での申請が34件ございます。内訳としましては、住宅が23件、長屋いわゆるアパートが2件、コンビニが2件、車庫等が2件、他に社会福祉施設等の申請となっています。

その中でも、一定の審査を要する特定開発事業ということで、土地利用審査会に諮る案件が4件ございました。

制度の開始以来、順調と言って良いのか分かりませんが、これまで市街化調整区域において住宅が建てられなかった方々にも、居住の場を提供できたのではないかと考えています。

これまで約3ヶ月が経過した中で、様々な課題が見えてきました。申請から承認までに時間を要するといったことも当初ございました。これについては、逐次改善を図りながら進めさせていただいております。

市としては、今後も適切な形で適正な土地利用の運用に努めていきたいと考えております。以上でございます。

●C委員

新しい制度へ移行したことで目的を達成したということではなく、少子化の時代を切り開いていく条件がようやく整ったという感じがする。

ただ、これまで長期間“塩漬け”になっていた土地がある中で、制度がスタートしましたのでどうぞ、ということではなく、何かしら行政からのフォローが必要ではないかと思う。新しいメニュー等があるようなら、ご教示願いたい。

●事務局

農振農用地を何とかできないかということについては、これまで様々な場所でご意見を頂いておりますが、やはり国の制度ということで、難しい面があります。

そうした中でも、市として活性化できる部分があればやっていきたいと考えております。この基本となるのは能美市の都市計画マスタープランであり、総合計画ということになります。これらについては、今後、関係部署において改正を行っていきながら、こういった場所で開発等を行っていけばよいかということについて、検討を行っていきたいと考えております。

また、新たな産業団地といいますか、商業・工業を含めてそうした開発ができる場所がありませんか、という投げかけを、商工課から地元町会に向けて行っております。

そうした中で、ご意見も少し上がってきておりますので、今後の課題として取り組んでいきたいと考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

●C委員

農振農用地については、自分も農業委員を拝命しており、事情は理解している。

そうではなく、地元の人しか住宅が建てられないという制限があるということ。新しい制度が始まっても急には外から入ってきてくれない、ということに危惧している。

外からどんどん入って来てください、といった誘導策のようなものがあれば、という想いである。

●事務局

開発可能区域内であれば、外から来た人が住宅を建てることは可能ですが、その一部において、接道する道路がない、ライフラインの整備がない、といったところが確かにあります。

ただ、そうしたところについては、市が率先するというよりも、まず地域としてどういった整備が必要なのかということを経験していただかないと、なかなか前に進まないのではないかと思います。

その上で、行政としてどういった手助けが出来るかということになるかと思っております。

●B委員

この制度の趣旨を悪用されて、デベロッパーなどがどんどん入ってくるようなことになるのは問題である。自分は土地利用審査会にも参加しているが、今のところ案件として上がってきたのは本当に必要なものだけであるが、今後はどうなるか分からない。本来の趣旨を取り違えないよう、慎重に進めていく必要がある。

●D委員

町会に対して新たな産業団地の候補地がないかという要請があったが、開発可能区域内でどの位の規模の土地があるのか。

都市計画道路等の変更、廃止はどの程度の期間を目途に行うのか。

農振農用地の除外にかかる期間はどれ位か。以上について説明願いたい。

●事務局

産業団地については開発可能区域・規制区域ということではなく、もっと大きな次元の話になります。そうした候補地ということになると、恐らくは開発規制区域での開発ということになるかと思いますので、農振農用地の除外、用途地域の指定といった手続きを経て進めることになるかと思います。

次に、都市計画を変更するスパンについては、明確なものはありません。ただ、都市計画道路については、一斉見直しということで、今後も制限を残していくことが難しいものについては見直しを行っています。基本的にはそうしたタイミングで議論していくことになるかと思います。

●D委員

以前の話では5年位くらいかかるということだったが、それでは時間がかかり過ぎて時代の流れに乗れない。農振農用地にしても国が県がと言っているのは進まない。何か方策はないのか。

●事務局

色々な条件がありますが、例えば市の総合計画、都市計画マスタープラン等に工業団地といった形で位置付けられている地域であれば、比較的早く進めることが出来ますが、反対に農地を守る地域として位置付けられている地域に工業団地を造成することになると根本的な計画を作り直していくことになります。

産業団地についての町会への問いかけは、これまで工業団地を整備する上で地権者を取りまとめることが市としても大きな負担となっていた状況があるため、地域でまとめられるところがないですか、という意図で行ったものです。

●事務局

事務局からの報告、あるいはその他の点について、何かご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので、最後に中西部長より閉会を申し上げます。

●部 長


本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、また様々なご意見を頂きましてありがとうございました。本日、事務局が用意しました議案及び報告事項については以上でございます。

また、本日いただいたご意見等について、事務局としてどういった方向で課題を解決していけばよいか、検討させていただきたいと思います。

それでは、平成25年度第2回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議 長

又 村 一 夫 

署名委員

畑 中 美 子 代 

署名委員

竹 本 敏 晴 